

ご存じですか？  
国からの授業料支援

# こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金



## 1. 高等学校等就学支援金制度とは

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。

社会全体の負担により、学びが支えられていることを自覚し、将来、社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

(※貸与型の奨学金ではありませんので、返済は不要です。)

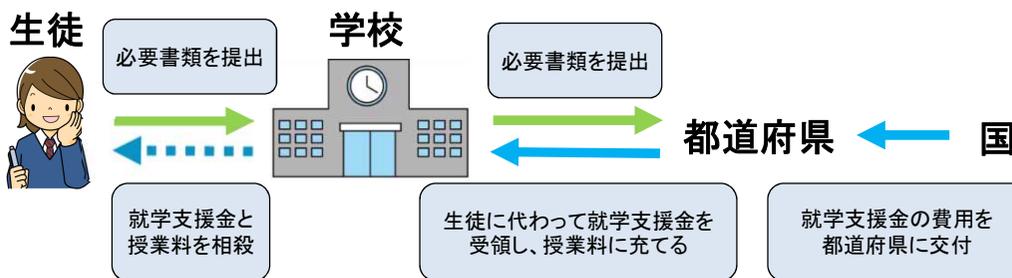
## 2. 対象者

- ・月の始めに高等学校や専修学校高等課程等に在籍している者  
※次のいずれかに該当する者は、支給が受けられません。
- ・日本に住所を有していない者
- ・保護者等の市町村民税所得割額が30万4200円以上の者(5, 6を参照)
- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算)が通算して36月を超えた者

## 3. 支給方法

就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**

授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります。(学校によっては、一旦授業料を納め、後日、生徒や保護者が就学支援金相当額を受け取る場合もあります)。



## 4. 受給するために必要な手続・書類

### 申請をしなければ支援は受けられません

#### (1) 申請手続(4月の入学時)

- ①申請書(進学先の高校で配布されます)
- ②課税証明書(市役所・出張所等で取得可能)などの保護者の所得を証明する書類(市町村民税所得割額が分かるもの)として、都道府県が定める書類

※虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

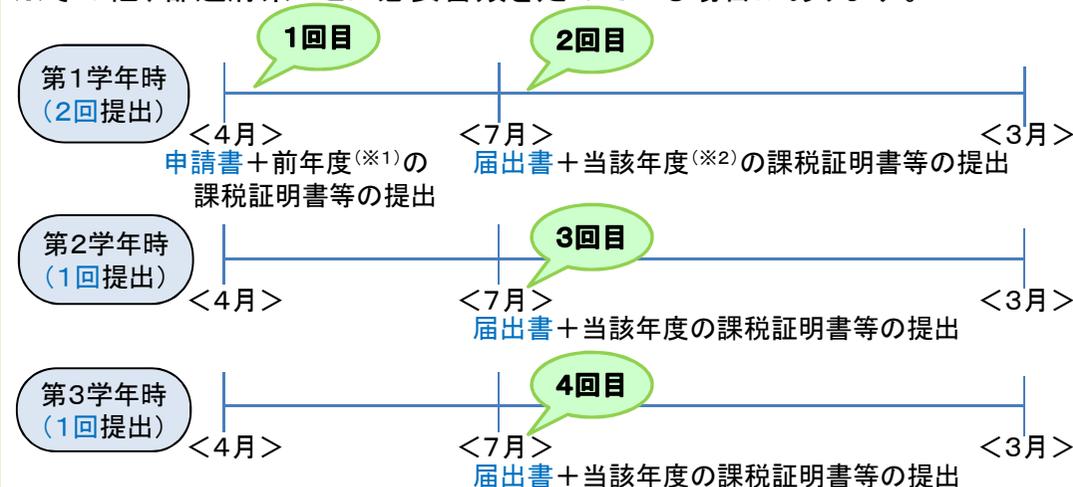
#### (2) 届出手続(毎年6月~7月頃)

※継続して支給を受けるために必須です。

- ①届出書(進学先の高校で配布されます)
- ②上記(1)と同様(課税証明書など)

①と②を高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。

※②は原則、親権者全員(例:父母がいる場合、父と母の両方)分が必要です。  
※その他、都道府県ごとに必要書類を定めている場合があります。



※1 平成29年度に提出する場合は、28年度の課税証明書等

※2 平成29年度に提出する場合は、29年度の課税証明書等

## 5. いくらもらえるの？



※受給資格の確認は、年収ではなく、市町村民税所得割額で行います。  
この額が**30万4200円以上**の場合、授業料の全額を負担していただきます。  
また、授業料と就学支援金の差額は負担していただきます。

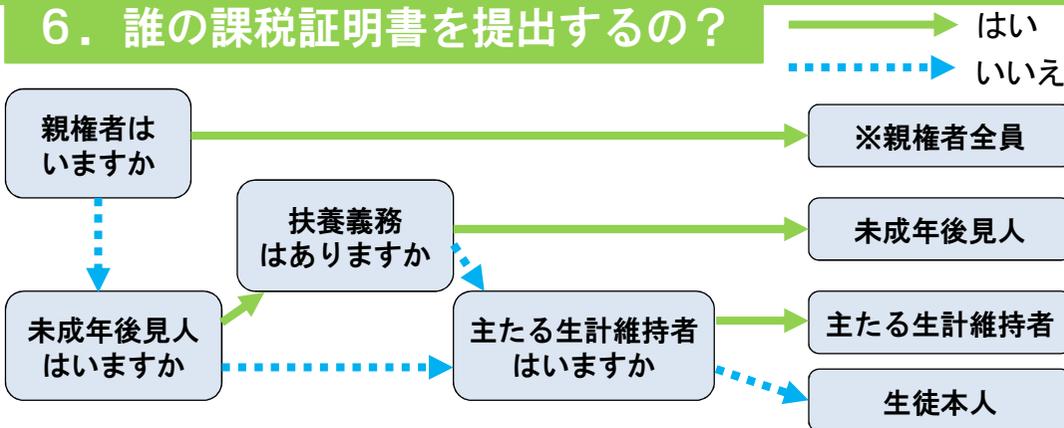
※上記年収はサラリーマン世帯の目安です

(両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人の家庭の場合)。

年収目安は家庭の状況(家族構成、サラリーマンか自営業か等)で大きく異なる場合があります。**必ず市町村民税所得割額を確認ください。**

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

## 6. 誰の課税証明書を提出するの？



※次の場合、該当する親権者の課税証明書等の提出は不要です。

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により提出が困難な場合
  - ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等
- 詳細については、学校・都道府県にご相談下さい。

## 7. 課税証明書って何？ (市区町村により形式は異なります)

CHECK!!

		所得割額	均等割額
市民税	0円	0円	0円
県民税	0円	0円	0円

課税証明書

納税義務者	住所	氏名	
-------	----	----	--

年度	所得の金額	税額	所得割額	均等割額	年税額
平成 年度 (平成 年分所得)	収入金額 給与 公的年金等	0円	0円	0円	0円

所得の金額の内訳	本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額
総所得	0円	控対配	雑損	0円
内給与	0円	特別障害者	区	0円
土地等事業雑	0円	その他障害者	老人控対配	0円
分離短期譲渡	0円	老年者	同居老親等	0円
分離長期譲渡	0円	寡婦	老人扶養	0円
株式等の譲渡	0円	特別寡婦		0円
上場株式配当	0円			0円
先物取引所得	0円			0円
山林	0円			0円
退職	0円			0円

都道府県民税・均等割は含みません。東京23区にお住まいの方は、区民税所得割をご確認下さい。

◆市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

- 課税証明書(市町村役場、出張所で発行)
  - 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」  
(勤務先を通じて配布。6月頃に配布されるので、大切に保管して下さい。)
  - 住民税納税通知書(自営業の場合に市町村から送付)
- ※源泉徴収票では確認できません。

◆税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合には、まず申告して下さい。

■都道府県等では、就学支援金とは別に、収入に応じた独自の授業料減免や奨学金事業(給付型・貸与型)を設けている場合があります。各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載しています。

ホームページ: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)